

## 無料点検で高額契約

### 点検商法

「屋根の無料点検」と言って業者が訪ねて来た。点検後、「台風がきたら屋根がもたない、今すぐ修理が必要!」と告げられた。不安になりその場で高額な修理工事を契約してしまった。よく考えたら本当に修理が必要なのかどうか分からない。



### 対策

無料点検と称して訪問し、不安をあおり契約させる**点検商法**です。業者の説明をうのみにせず家族や周囲の人に相談するなど、急かされてもすぐに契約しないよう注意しましょう。「今日契約すれば特別に安くする」との言葉も要注意です。訪問販売や電話勧誘で契約してしまった場合、クーリング・オフ\*ができます。

## 「絶対もうかる」投資や出資は要注意

### 利殖商法

一人暮らしで高齢の父親が「絶対もうかる」との電話で投資を強く勧められた。「2、3年後には2倍になる」と言われ100万円を振り込んだが、その後業者と連絡がつかない。



### 対策

電話や訪問でもうかることを強調し、投資や出資を勧める**利殖商法**です。「仮想通貨」など話題の言葉を使って勧めることもありますが、実態がない商品が多く、判断能力が低下した高齢者がトラブルに巻き込まれるケースが増えています。簡単にもうかる話はありません。電話勧誘販売や訪問販売の場合、クーリング・オフ\*で解約できる場合もあります。



投資や出資に必ずもうかるはありません。きっぱり断りましょう!

## こんなトラブルにもご注意ください! 終活も狙われています!!

### なんでも買い取ると言われたのに!

「なんでも買い取る」と電話があり、着物の買い取りを頼んだのに、「貴金属はないか」と家の中を探され、安く売ってしまった。  
→クーリング・オフ\*ができます。



### チラシを見て頼んだ廃品回収!

チラシを見て、不用品処分を電話で依頼した。3万円くらいと言われていたのに、積み込みが終わった後、30万円を請求された。  
→自分から業者を呼んでいるのでクーリング・オフ制度はありません。契約時や作業前に追加料金がないかを確認しましょう。



### 原野商法二次被害!

子どもに迷惑をかけたくないと思い、以前に購入した原野を買い取ると訪問してきた業者に売却したが、別の土地を購入させられていた。  
→過去に値上がりの見込みがない原野などを買わされた被害者が、二次被害に遭う事例です。お金を払ってしまうと取り戻すことは困難です。宅地建物取引業の免許を持っていても安易に信用しないようにしましょう。



## 突然注文していない商品が届いた

### 送り付け商法

昨日突然「注文された健康食品を発送する」と電話が入った。何のことか分からず「ハイ」と言ったら今日商品が届いた。代引配達だったので仕方なく代金を払ってしまったが、申し込んだ覚えがない。



### 対策

注文していないのに注文したと電話をかけてきて強引に商品を送り付ける**送り付け商法**です。健康食品や海産物など高齢者を狙ったトラブルが発生しています。覚えがなければきっぱり断り、代金は支払わず受け取りを拒否しましょう。電話で承諾してしまっても電話勧誘販売としてクーリング・オフ\*ができます。

## 光回線の勧誘トラブルにご注意

### 光回線の電話勧誘

契約中の大手通信会社を名乗り、今より安くなるので、変更しないかと電話があった。同じ会社のプラン変更かと思い安くなるならと思って承諾した。後日、書類が届き、別の通信会社と契約したと気が付いた。契約会社を変更するつもりはなかった。



### 対策

大手通信業者から光回線を借り受けた光コラボレーション事業者の参入により電話や訪問による勧誘が増加しています。今より安くなると勧誘されてもすぐ返事をせず、契約先の事業者名やサービス内容を確認しましょう。書類が届いた場合は放置せず、契約内容を確認することが重要です。光回線の契約は電気通信事業法で、初期契約解除制度の対象となり、契約書面が届いた日から8日間は契約解除ができます。

## 雰囲気流されて高額商品を購入

### 催眠商法 (SF商法)

「新商品の宣伝と粗品プレゼント!!」の投げ込みチラシを見て友人と会場へ行った。日用品や食料品が安かったので、次々と購入した。最後に「血圧が下がる磁気マットレスが半額」と言われ、その場の熱気にのまれ買ってしまった。高額なうえ本当に効くか疑問だ。



### 対策

高齢者を集めて日用品や食料品などをタダ同然で販売したり配ったりして、雰囲気を盛り上げて高額な商品売りつける**催眠商法 (SF商法)**です。病気が治ると言って高額な健康関連商品などを買わせるトラブルが発生しています。その場の雰囲気に流されず、きっぱり断ることが大切です。催眠商法は訪問販売を利用した手口であり、クーリング・オフ\*ができます。

\* SF商法の「SF」は最初にこの商法を行った事業者（新製品普及会）の略称に由来します。

\*クーリング・オフの詳細はP 4 参照